

令和4年第5回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年5月17日（火） 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 7番 | 俵 薫 | 9番 | 石田 健治郎 |
| 10番 | 萬代 泰生 | 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次 |
| 13番 | 伊藤 新司 | 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 岸 英法 | 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 鮎川 幸彦 | 嶋田 義文 | 村中 清美 |
| 三戸 勲 | 野上 武史 | |
- 5 欠席農業委員
- | | | |
|---------|----------|---------|
| 5番 倉増 知 | 6番 安部 好恵 | 8番 中嶋 誠 |
|---------|----------|---------|
- 6 欠席推進委員
- | |
|-------|
| 松田 康浩 |
|-------|
- 7 事務局
- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 吉村 昌展 | 副主幹 井村 光敬 | 主事 小幡 和希 |
|------------|-----------|----------|

事務局	午後 2 時開会 互礼。
議長	<p>それでは只今より第 5 回総会を開催いたします。本日の出席委員 19 名中 16 名でございます。よって定数に達しておりますので本総会は成立していることをご報告いたします。なお、欠席委員につきましては 5 番倉増委員、6 番阿部委員、8 番中嶋委員、3 名でございます。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長より指名をしたいと思いますがよろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは指名をいたします。4 番縄田委員、7 番俵委員、よろしくお願ひします。</p> <p>本来挨拶をしない私なんです、今日も挨拶はしません。先にですね、推進委員の委嘱状を渡そうと思ひます。永安達彦殿。美祢市農地利用最適化推進委員を委嘱する。令和 4 年 5 月 17 日より令和 5 年 7 月 19 日。令和 4 年 5 月 17 日農業委員会会長山本正二。よろしくお願ひします。</p>
永安委員	初めてなんでいろいろなかなかわかりませんがよろしくお願ひします。
議長	ちなみに永安委員に関しましては美東の赤でございます。絵堂あたりから萩との境の辺りまでになるというふうに思っております。よろしくお願ひします。
議長	<p>それでは議事に入る前にもう一つよりお伝えをしておきます。本日 3 時 30 分より先月皆さんにおはかりをしました、要望書について市長の方に持って行くようになっております。その中でですね、要望書とは別に私ここ最近痛感したことがありますので、市長の方にも申し入れをしておこうかなと、口頭で、と思っております。っていうのがですね、認定農業者の方には手厚いっていうか、あんまり手厚くない助成金っていう制度がございます。これ美祢市独自のものなんです、上限 30 万。30 万の上限をいただくためには 180 万円以上の機械を購入しなければいけない。しかも消費税抜きでございます。これがですね、私的に思うに認定農業者の方が農機具を買うときは、今まで頑張って頑張って頑張って使ってきて壊れた時に買うんですよ、普通。計画的に今年にはコンバインを買って、来年はトラクターを買ってっていうふうに計画的に買われるほど今経済的にも経営的にもそこまで楽な農家、認定農業者の方はないと思ひます。そこで市の方は実際には今月いっぱいこのようなものを買いたいんだっていう申し入</p>

	<p>それを、というか申告をしておいて、それを来月以降に購入するっていうのが基本方針なんですけれど、これをですね、年間通して4月1日から3月31日まで何らかの形で機械が壊れて買われた農機具についても助成を出してもらえるように随時、受付て出してもらえるように、予算がなくなれば致し方ないでしょうけど、その時はその時で今までのように30万が25万に減るとか、みんなで割ることになりますんで、減る事はありますけれど、どっちにしろ出してもらいやすいような形にしてほしいというのをちょっと口頭で申し入れておこうと思います。余談が長くなりましてすみませんけれど、よろしく願いいたします。</p> <p>すみません。僕永安さんの名前を間違えたようなんで。永安達彦さんです。すみませんでした。ご無礼しました。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。使用貸借で耕作していた農地であり、所有者から買取の申出があったのでこれに応じ、譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。農業経営拡大のため、申請地を譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。高齢で耕作管理が困難となった譲渡人から農地を譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。農業経営拡大のため、申請地を譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>

伊藤委員	<p>1 3番の伊藤でございます。5月は9日の日に事務局長以下、事務局に山本会長、そして前田委員、そして私および各担当推進委員さん立ち合いのもとに実施いたしました。まず最初なんですけども、これは●●●の前を通っている●●●●●から●●号線ですかね、●●●●号線、●●方面に入るようになります。調査はですね、申請者の耕作地で、●●号線を●●●●●●●●●●、これは旧でいいですかね、●●●●●号線右折ですね、東、東進約3～4kmあったと思います。その先の自宅付近の耕作されている田について、確認を行いました。本件については譲り受け地ではなくていかに耕作管理されているか見たいということで自宅付近に赴いたわけです。付近を良く管理されて問題点となるものはございませんでした。続けて3条関係すべていきます。</p> <p>2番目。これもおなじくですね申請者の耕作地がどういうものかなということで回っております。場所は●●●●●号を●●●●●●●●前を●●方向に進みますと、●●というところがあります。ここを右折して●●●方向へ約●●●mぐらいじゃないかなと思いますが、右側になります。近くには●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●だったと思うんですけどあのあたりなんですけど、耕作地見ましたらそこそこ草刈り等がされてたってことを認めることができました。続いて3番目ですね。●●町●●ですね、これも同じようなところなんですけども●●●●●●●●●●のところからですね、まっすぐに行きますけども●●●●●●●●●●前から●●町の方へ行き●●を右折して●●●の方へ●●●m、もっとあるですね、●kmくらいあるんですかね。昔の●●●●●●●●●●の手前にですね、橋があるんですよ。その橋を渡らず直進します。約●kmほど進んだと思いますが高速道路の下をもう少し過ぎたところにある耕作地です。まあ大雑把ですけどもそこそこ耕作されるのかなというような田んぼでございます。これも購入地ではなく自分の土地を耕作しているかどうかというところで確認してきたところでございます。野菜とかなら植えられるかなというふうに見て参りました。最後になりますけれど、これも同じく自分で耕作されておった農地を見に行つて参りました。●●●●●●●●●●号ってというのがですね、●●●●●●●●●●ですかね、この前を通る道なんですけどもその手前に仕出し屋さんがあったんじゃないかと思います。これを西進ですねこちらに向かった側です。自宅そばの田んぼを確認させていただきました。これも整理されて問題点となる所はありませんでした。そして異常なく帰った次第です。以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
野上推進委員	推進委員の野上と言います。只今伊藤委員のおっしゃいましたように福田さんは自分の土地もそれから使用貸借しておられました土地もきちっと管理が出来ている状態でした。全く問題がないのではないかと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
村中推進委員	推進委員の村中です。2番の●●●さんの件ですが、現地確認したところ多少土手等草が生えており、圃場もまだ耕されていない状態でした。先日見に行つたところ、今はきれいにとても草が刈つてあり圃場も耕されて作物が育つ状態になっておりました。続い

事務局	<p>て3番ですが、●●●●さんの件で先月●●のアンテナが建つ予定だった土地を確認させていただきました。先月はまだ草が生えている状態でしたが、今回はきれいに耕され、石が少し目立ちましたが作物は育つ状態であるかと思います。以上です。</p> <p>4番欠席です。</p>
議長	<p>はい、4番欠席でございますので、井町さんの方からお願いします。</p>
井町委員	<p>話は聞いておりますが、当日は行っておりません。●●が行っていると思いますが●●さんはよく作ってらっしゃいますので問題ないと思っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。私の方から若干補足をしておきます。1番につきましてはこのお二人はいとこ同士でございます。譲渡人のお母さんの親元でございます。おばさんもおじさんも続けて亡くなられて3年ちょっとなんですけれども渡し人の方は●●●の職員で県内を転々としているじゃないかというふうに思っております。どうしても管理できないということで、資金が必要だと。お子さんの学資か何かどうかわかりませんが。2番目の●●さんですけれど、●●さんの場合はですね、すごく調査をしなければいけない農地がいっぱいあって実は美祿市内の●●●●●、●●にもあるんじゃないかと思いますが、それから●●町、あとは●●町、●●町、当然●●にもございます。離れたところには●●●市、●●●●市にもございまして、一気にこれ全部調査すると一週間かかっても歩けないじゃないかっていうくらいのスペースがあります。その中から毎度、どこに行くかってことで悩んでいっております。今回は●●町に参りました。全く耕作放棄でひどい状態ではございませんでしたけど、それに準ずるような感じで草等繁茂しておりましたのでどうされるんですかって言ったら作付けしますって言うことですので、きちんと草を刈って作付け出来るようにしてくださいというふうに言ってあとは村中さんの方にもう一回確認してほしいということでお願いをして帰りました。きちんとできてたってことであります。それと●●さんのやつ、なんでここを見に行っただかと言いますと先月、●●のアンテナの件で出たところでございます。見に行っただかですね、あまりにもひどかったんで。ともう一つがですね、●●のアンテナが道路じきの中に若干建つんじゃないかという懸念があとから出てきましたんで、そのへんも再確認をすることもありまして参りました。きちんとトラクターでよくあの石の中、すいたもんだっていう、すごい石の中、これだけ石があったらって言ったら毎年ここにカボチャと冬瓜を植えてますってことですね、今年も植えるんじゃないかなというふうに思っています。それから●●さんの件ですが実はほとんどが梨畑であとは圃場整備された広い水田で、今回購入されるのも梨畑で梨が入っているところを購入されるみたいです。それで1枚ほど小さな田んぼがありましたんで、これを見てくださいというんで見させていただきました。</p>

	<p>がブルーシートがはってある、ハウスが建っていたんですね。これは資材置場になっているのではないかなっていうふうに思って確認しましたが実は梨の花粉をとるためのハウスだそうです。それで中を見たらそれに使うような資材が若干置いてあって、もうほんとに空でした。そして隣の空いてる部分については自家用野菜が植えてありました。そう問題になるようなところはありませんでした。それと補足が長くなりましたけれど、そのようなことでございました。</p> <p>それでは委員の皆さんより何かご意見等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	挙手
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。</p> <p>続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請者は市内に居住する無職の個人です。申請地は、●●●●●から東北へ6.8kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。高齢で耕作管理が困難となったためクヌギ600本の植林をするものです。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
伊藤委員	はい、伊藤でございます。なかなか困難なんですけれどもこの場所は●●●●号になると思います。●●・●●から●●の方に抜ける道路。あの先は●●っちゅうところに行くんですかね。
議長	あそこが●●。あそこが●●です。
伊藤委員	それ入った部分をですね、●●の方に向かって右手に折れ、約●kmぐらい山の中に入った所であったと思います。付近は山間です。

議長	<p>転用されようとされている田んぼの手前まではしっかり圃場整備されたいい田んぼ、また管理をよくされておりました。ただ、問題はですね、山の雑木でかなりふさがって日当たりもあまりよくないような感じを受けたんですけれども、まあ付近には問題となる横の土地等もなく本人の持ち物ということなんで、転用しても問題ないのではないかと見て参りました。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは地元委員の補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
鮎川推進委員	<p>嘉万の鮎川と申します。この件につきましては、以前除外申請の許可がおりまして今回植林の申請がされたもので、今現地調査をされました伊藤委員の通り、直前までの圃場整備については適正な管理がされており大変、未整備地の維持等が困難という状況で適当というふうに判断しますのでご判断の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定いたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題をいたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請者は市内に居住する会社員です。申請地は●●●●●から北へ490mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。実家から近い申請地を取得し、自己用住宅1棟を建築するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>

前田委員	前田です。資料 6 ですけれど、現地は●●から●●に向かう●●●●●●号の●●の道の駅があります、その先の信号を左折し、●●線を渡って、突き当りを左折しますと●●●●というお寺がありますがその近くで、もう整地された土地になっております。昔、住宅があったのですが、その後壊して整地されております。無断で行っているようでございますけれど、現況をみての雑種地としては認められる農地転用を出してもらったこととなります。特に問題はございません。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
嶋田推進委員	於福上地区の嶋田です。今前田委員さんのご説明のとおりでございます。●●●●●●の入り口の角地にあったところで、昔●●があったところでございます。会長さんの方からも青線について、あるいは水路についてアドバイスがありまして、何ら支障はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ありましたら申し上げます。 これですね、以前現況証明が出た案件でございます。家解体されて、きれいになっておりまして畑にしようと思えば畑にも、果樹を植えようと思えばやることもできるようになっておりました。ただ、図面の真ん中に、9 ページですか。真ん中に縦に一本線がありますけれど、これ青線が通ってるんですよ。水路が。それで実際にはですね、この多分これそうですね、左から右に水が流れてきてここから真ん中を通して流れるようになってるんですが、実際にはここ水路ございませぬ。その代わり右側の方の上側にきちっとした水路がついております。だから、この水路の関係者と相談をされてこちらの水路、もう少し広く深くして水路としてされたらどうですかというふうなアドバイスはして帰りました。あとは払い下げとか交換とかは向こうでやられるんじゃないかというふうに思います。別段周りには農地もありませんし、この水路がなくなってどうだこうだ言う人はおられないというふうには思っております。もうちょっとわかりやすく言うと●●●●の入り口でございます。皆さん何もございませぬか。
岸委員	すみません。隣接する市の土地ってどこなんです。
議長	え？
岸委員	隣接する●●●●●●で、田 2 9 m ² 美祢市ってなってる。美祢市の土地って 2 9 ページの中では。

議長	実はこれこの奥に●●●●、今の道の駅に温泉出来ておりますけど、この奥に●●●●というお乳のよく出る温泉がございました。ここに行く道で市道を拡幅して指導に取り込んだんだと思います。今ですね、このような感じで農地のまんまで道路になったりしているところですね、実はちょっと先月、先々月くらいから事務局に調べるようにっていうことで調べてもらいました。●●町、●●●●町だけで5000件、●●町で3000件くらい、●●町は地籍をやっている関係でこれはすごく少ないです。このようところがですね、何かがある限り農業委員会に調査等々降りかかってきますで、どないか処理できないもんかどうかって言うふうに今、考えておるところでございます。だから今までこの稲のたつたところが田だったもんですから、そのまんま取り込んで道路に地目変更を美祢市がしてないんです。
岸委員	下の方、左側のほうは太い枠組みの側面に美祢市49㎡ってありますよね。で右側の方は太い枠に取り込んだ形で。
議長	事務局、線の引き方を間違えたんやろ
事務局	はい、そうでございます。●●●●番地の下に●●●●－●で田29㎡美祢市とありますが、これが隣の●●●●－●とそのまま・・・
議長	まっすぐに線があるんやろ。
事務局	まっすぐに線があって、はい、すみません。太い線の間違いになります。
議長	すみません。よく見えませんでした。わかりました。他にございませんか。
縄田委員	これもともと田に建っちゃった建物なんですか。
議長	は？
縄田委員	田に地目、宅地じゃなくて田に建てた建物なんですか？
議長	そうです。

縄田委員	あ、そうですか。
議長	ちょっといつ頃建てたものかっちゅうのは嶋田さんにもわからんでしょうね。嶋田さん小さいころにはもうあったんでしょ？
嶋田推進委員	僕が小さい頃はまだなかったと思うんですけど、●●があった記憶の方が長い。かなりもう前。多分田んぼの状態で、●●が建てたと思う。
縄田委員	いやよくこの店で酒を買ったもんで。
議長	そういうことでございます。ちょっといつ頃家が建ったのかっていうのは年月日不詳でございます。もうすでに何もありませんので。
縄田委員	息子さんは●●。
議長	あーそうなんですか。 他にございませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思います。
議長	それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委員	挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は原案の通り決定いたします。 それでは議事順位第4 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 畑地造成をするにあたり、造成用の土不足のため令和5年1月16日まで期間の延長を申請されたものです。進捗率は50%との

	<p>ことです。申請者には事業計画変更の申請をされる際には期限の切れる1か月前までには申請をしてくださいということで指導しています。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員さん何かわかれば。</p>
大石推進委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>わかりました。</p>
大石推進委員	<p>特にございません。</p>
議長	<p>はい。萬代委員。</p>
萬代委員	<p>ここに書いてある通りでございます。土が集まらないみたいで、2回目の延長ということで造成が終わったら栗を植えると本気になられているのでできるだけ早くすましてほしいというのが希望です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他の委員さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。ないようでしたら採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第5 議案第5号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3件朗読。 1件目。申請地は●●●●●●から南東に2.7kmの位置にある農用地区域内のうちです。携帯電話基地局を設置するための除外</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第5号は協議結果を付して市長の方に送付いたします。</p> <p>それでは議事順位第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>それでは本日配布しております令和4年5月31日告示、令和4年6月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で17筆ございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、66,968㎡、貸し手が8名、受け手が3名でございます。内訳は、4ページ目以降でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率化に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。赤ですから村上委員ですよ。</p> <p>(はいの声)</p> <p>まだ永安推進委員に聞くのは無理ですね。村上さん何かありましたら。</p>
村上委員	<p>今まで耕作されていた●●●●さん、●●代表委員なんですけど長期の入院、半年か1年くらいかかりそうなのでこの利用権設定するようになりました。耕作放棄ではないというふうに思います。</p>
議長	<p>ちょっと事務局にお尋ねします。ちょっと僕の方がちょっとわかんないんで。耕作面積68,931っていうのがありますけれど、</p>

	これは●●さんの耕作面積ですよ。
事務局	はい、●●さんのです。
議長	そしたらこの下は、●●さんの実際の面積は本件18,618しかないんですよ。残るんですね。
事務局	これはまだ計画前の経営面積になりますのでこれが決まれば面積は減ってくるようになります。
議長	いやいや、だから18,000を68,000程から引いた面積はまだ●●さんは作られるということなんですね。
事務局	そうです。はい。
議長	そのへん、村上さんどうなんですかね。それとも他に利用権設定されてて面積があったんじゃないっていうふうに思うんじゃないけど。だからこの下の●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さんの田んぼを作っておられてこの田んぼも作れなくなったから●●に利用権設定されるですよ。
事務局	はい。ですんで、●●●●さんの横に書いてある68,931は利用権設定前の面積となっております。
議長	だからこの下も一緒にはいつてくるっちゃうことやね。
事務局 中野委員	これが、あ、はい、そうです。入って68,000 今●●の代表誰か。●●さんがしよった所を、●●の法人の他のものがするんじやろ。
議長	わかりました。若干●●さんの農地がまだ残るといこと。
村上委員	あの田を●●法人で全部預かるということ。畑は残ります。

議長	畑が残るっちゅうことですね。だからその辺で数字に若干誤差が出てくるっていうことね。
中野委員	それね、●●●●が法人の代表をしよる。
議長	わかりました。ようは●●さんが病気になられて●●さんが管理しておられた土地についてを●●●●●●●●のほうに今度は貸し付けたということです。それで最初の耕作面積で書いてあったところは●●さんが耕作をしておられた面積であってこの下の5件についても●●さんが耕作をしておられた農地を●●のほうにいくということですね。 (はいの声) はい、わかりました。ちょっとややこらしい数字の並びになっておりますけれども皆さんわかりましたかね。 なにか疑問な点がありましたら発言をお願いいたします。よろしければ採決に移りたいと思っておりますがよろしゅうございますか。 それでは採決に移ります。議案第6号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手
議長	はい、全員賛成。よって議案第6号は原案の通り決定をいたします。 続きまして議事順位第7 報告第1号 公共工事に伴う転用の届出についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 美祢市から転用届が提出されました。美祢市下水道事業の終末処理場として浄化センターを設置するものです。以上、報告します。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ありましたらお願いいたします。もしないようでしたら、私の方から皆さんにあれしときます。昔はですね、公共工事につきましては転用届等々一切ございませんでした。今はある特定の案件以外はいくら公共工事であっても、転用を農地法に基づく許届出、許可等すべてしているようになっております。特定農法人っていうのはひとつはっきりしてよくわかるのは道路の拡幅でございます。道路の拡幅についてはいりません。ただ病院、市立病院、学校等も昔は許可はいりませんでしたけど今は許可、もしくは農業委員会と協議をしてその用地を他の用地に転用するというふうになっております。ですから公共下水道の終末処理場の建設でございますけれど、これ当然許可がおります。そして一時転用のとこ

事務局	<p>ろについてもこのような形での届出が必要になってくることとございます。報告事項でございますので特に発言ないようでございますので報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についての朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請地は●●●●●●から南東に2.7kmの位置にある第2種農地です。農振除外の番号3番と同じ場所になります。携帯電話基地局を設置する届出です。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。本来であれば現地調査に行かれた委員の報告を受けるところでございますが、先程除外申請で一度やっておりますので省こうと思えます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。ないようございましたら報告第2号終わらせていただいてもよろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは特にないようでございますので報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9件朗読。</p> <p>1件目は農地法第3条所有権移転申請のため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>2件目～6件目は病気で耕作が困難となったため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>7件目～8件目は農地法第3条所有権移転申請のため双方の合意により解約されたものです。番号7番は機構と耕作者、番号8番が機構と所有者の合意解約となります。</p> <p>9件目は耕作管理が困難となったため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっていません。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。9番につきまして●●●●●●っていったら誰なんですかね、担当は。農業委員さんは前田さんで、推進委員は三戸さん？ちょっと次の耕作者を捜す方向でお願いいたします。</p>
前田委員	<p>本人にあたって聞いてきましょう。</p>

嶋田推進委員	すみません。
議長	1番と2番一緒でよろしゅうございますか。1番も2番も嶋田さんの担当地域なんで。
嶋田推進委員	すみません。
議長	いいですか？
嶋田推進委員	はい。私のほうは
議長	私の方から補足しておきます。1番の方の●●さんの件ですが、上の山に入ってる木はそれ20年生ではございません。その下に●●さんのうちの墓があって、その墓をどっかに移転されたようなんですが、ここが20年以上前から駐車場で使われていたんじゃないかなというふうに思います。反対側の前がですね、●●●●の市の駐車場になっておりまして、道路の反対の山のすそに車が1台か2台停められるぐらいのスペースほど空いております。この部分になります。ちょっと実際の土地の形と図面の形が合わないようなところもありましたけど、昔のことですから山掘って畑にしたりいろんなことしているんじゃないかなというふうに見て帰りました。それとですね、2番目の件ですが、●●に住んでおられる娘さんからの申請なんですけど、ここずっと前からどうも埋めて近所の方が車を停めているようでございます。この日に限ってここに車が置いてあったんじゃないようで、通るときに車が置いてありますんで、その辺間違いないと思います。それとすみません。事務局。次からですね、こういうふうに車が写っている時には車のナンバーをマジックで消してください。すみません。お願いします。最近個人情報とか何とかがうるそうございますからよろしくをお願いします。
事務局	了解です。
議長	委員の皆さんより何かありましたらお願いいたします。 特にないようでしたら終わらせてもらっていいですか。 (はいの声) それでは特に発言ないようでございますので、以上で報告第4号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第11 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを議題といたしま

事務局

たちになります。こちらの方を毎月記載して出していただくかたちになります。この記録簿の書き方なんですけど、必ず必要な箇所については日時と活動時間、大中小の項目、それとあと詳細事項については必ず記載していただくことになります。それぞれの説明については、一番最後の所に農業委員会活動記録簿の記入要領というのがございます。こちらを見ながら記入していただければと思っております。ちょっと昨年と違う点がございまして、この交付金については委員さんは毎月一回提出していただくこと。これなかったら交付金が0になります。交付金が出ない形になりますんで、毎月一回は出していただくこと。それが委員さんの報酬なんですけど、12か月、4月からですね3月まで、平均してですね、毎月5日以上出ていただくこと。これが条件でございます。これがなければですね、委員さんの報酬がなくなりますんで、これは必ずですね、絶対条件ですんでお願いできればと思えます。皆さま方には、活動記録簿の方を15枚ほどお渡ししております。一応4月からもう始まっていますんで、一応こちらの方をまた出していただければと思っております。1日以上は絶対、月に1回は出してください。月に平均で5回なんですけど、年間通して平均で5回なんで、こちらが4月が2回、5月が1回でもですね、10月12月でですね、10回とか11回とかされればですね、平均して5回以上超えれば問題ありませんのでこちらの方はいいです。だけど1回は必ず、絶対出してください。これが必須条件ですんで。以上です。

それでは号令を行います。ご起立をお願いいたします。礼。

午後3時20分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和4年5月17日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

